

2021年12月10日

各位

株式会社 みちのく銀行

でんさいサービスにおける手数料新設および一部改定のお知らせ

みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）は、2022年2月1日より「でんさい（電子記録債権）サービス」に関する手数料を下記の通り新設および改定することといたしましたのでお知らせいたします。

今後とも、お客さまにご満足いただける金融サービスの提供に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設する手数料について

(1) 手数料の名称

でんさい口座間決済手数料

(2) 発生する取引

指定口座への入金時

(3) 手数料金額

1件につき 220円（税込）

2. 改定する手数料について

(1) 改定内容

他行宛記録請求手数料を改定いたします。

①インターネット受付

（1件あたり・消費税込）

でんさいサービス対象取引		改定前	改定後
発生記録請求（債務者請求）	当行宛	330円	330円
	他行宛		660円
発生記録請求（債権者請求）	当行宛	330円	330円
	他行宛		660円
譲渡記録請求	当行宛	330円	330円
	他行宛		660円
分割記録請求	当行宛	330円	330円
	他行宛		660円

②書面受付

(1件あたり・消費税込)

でんさいサービス対象取引		改定前	改定後
発生記録請求（債務者請求）	当行宛	880円	880円
	他行宛		<u>1,210円</u>
発生記録請求（債権者請求）	当行宛	880円	880円
	他行宛		<u>1,210円</u>
譲渡記録請求	当行宛	880円	880円
	他行宛		<u>1,210円</u>
分割記録請求	当行宛	880円	880円
	他行宛		<u>1,210円</u>

3. 手数料引落日について

前月分のでんさいサービスにおける手数料を合算して、翌月10日（休業日の場合は翌営業日）に手数料引落口座から引落いたします。

4. 改定日

2022年2月1日（火）

以 上